

男女共同参画計画 第3次・第4次 対照表

第3次計画	第4次計画
<p>計画の基本的な考え方</p> <p>1 計画の性格</p> <p>(1) この計画は、木更津市女性行動計画「デュエットプランきさらづ」、木更津市男女共同参画計画「デュエットプランきさらづ」及び木更津市男女共同参画計画(第2次)「新・デュエットプランきさらづ」の理念、成果を引き継ぎ、新たな課題への取組みを含め、本市が男女共同参画社会の実現に関する施策を、総合的・具体的に進めるための計画です。</p> <p>(2) この計画は、男女共同参画社会基本法に基づき、国の「男女共同参画基本計画(第3次)」及び「千葉県男女共同参画計画(第3次)」との整合に配慮した計画です。</p> <p>(3) この計画は、「木更津市基本構想」及びこれに基づく「木更津市第4次総合3か年プラン」の部門計画として、他の部門計画との整合性を確保した計画です。施策の推進にあたっては、本市の各種計画と連携を図りながら進めます。</p> <p>(4) この計画は、本市の特性を考慮した実効性のある計画です。</p> <p>(5) この計画の推進にあたっては、市民、事業者及び関係機関・団体と協働で取り組むことを前</p>	<p>計画の基本的な考え方</p> <p>1 計画の性格</p> <p>(1) この計画は、木更津市女性行動計画「デュエットプランきさらづ」、木更津市男女共同参画計画「デュエットプランきさらづ」、<u>及び木更津市男女共同参画計画(第2次)「新・デュエットプランきさらづ」</u> <u>及び木更津市男女共同参画計画(第3次)</u>の理念、成果を引き継ぎ、新たな課題への取組みを含め、本市が男女共同参画社会の実現に関する施策を、総合的・具体的に進めるための計画です。</p> <p>(2) この計画は、男女共同参画社会基本法に基づき、国の「<u>第4次男女共同参画基本計画</u>」及び「<u>第4次千葉県男女共同参画計画</u>」との整合に配慮した計画です。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>また、平成26年1月に施行した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)に基づく「DV対策基本計画」を盛り込み、平成27年9月に施行した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)に基づく推進計画としても位置づけます。</u></p> <p>(3) この計画は、「木更津市基本構想」及びこれに基づく「<u>木更津市第1次基本計画(きさらづ未来活力創造プラン)</u>」の部門計画として、<u>他の部門計画に位置付けられている、基本政策子育て支援の充実及び人権擁護・男女共同参画の推進の施策の方向性との整合性を確保した計画です。</u> 施策の推進にあたっては、本市の各種計画と連携を図りながら進めます。</p> <p>(4) この計画は、本市の特性を考慮した実効性のある計画です。</p> <p>(5) この計画の推進にあたっては、市民、事業者及び関係機関・団体と協働で取り組むことを前</p>

提としています。

(6) この計画内に、社会情勢の変化などにより新たに発生した問題についても、柔軟かつ積極的に取り組みます。

2 計画の期間

2012年度(平成24年度)から2016年度(平成28年度)までの5年間とします。

3 計画の基本理念

日本国憲法は、個人の尊厳と法の下での平等をうたっており、また、男女共同参画社会基本法は、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行への配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」を基本理念として掲げています。

そこで、これらの理念を基礎として、この計画の基本理念を次のとおり定め、「木更津市基本構想」の将来都市像である「ひとにやさしく、環境と調和し、誇りに満ちた創造のまち きさらづ」にふさわしい男女共同参画社会の実現を目指します。

◎真の男女共同参画社会の実現

◎あらゆる分野における男女の対等な参画と責任の分担

◎家庭生活と仕事や地域活動などとの両立に向けた社会的支援の実現

提としています。

(6) この計画内に、社会情勢の変化などにより新たに発生した問題についても、柔軟かつ積極的に取り組みます。

2 計画の期間

2017年度(平成29年度)から2021年度(平成33年度)までの5年間とします。

3 計画の基本理念

日本国憲法は、個人の尊厳と法の下での平等をうたっており、また、男女共同参画社会基本法は、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」を基本理念として掲げています。

そこで、これらの理念を基礎として、この計画の基本理念を次のとおり定め、「木更津市基本構想」の将来都市像である「魅力あふれる創造都市 きさらづ ～東京湾岸の人とまちを結ぶ 躍動するまち～」にふさわしい男女共同参画社会の実現を目指します。

◎多様化した個人の価値観やライフスタイルに対応できる男女共同参画社会の実現

◎あらゆる分野における男女の対等な活躍

◎家庭生活と仕事や地域活動などとの両立に向けた社会的支援の実現

◎あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

4 計画の将来像

この計画では、次のような将来像(めざすまちの姿)を設定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組めます。

将来像：男女が互いに認め合い、共に参画して心豊かに生きる社会

5 計画の基本目標

この計画では、本市の現状を踏まえ、次のような目標のもと、基本理念の実現を目指します。

I 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

私たちのめざす男女共同参画社会は、一人ひとりの人権が尊重され、男女の別なく、個性と能力を発揮することができる社会です。

しかしながら、固定的な男女の役割分担を前提とした慣行は、依然として存在し、男女が平等になっているとは必ずしも実感できない状況です。

このことから今後とも、固定的な男女の役割分担意識を解消し、一人ひとりの人権の尊重を基盤にした男女共同参画社会の形成のための教育・学習の一層の充実を図っていくことが大変重要になります。

また、個人の人権の尊重という観点から、あらゆる暴力の根絶やメディアにおける人権侵害防止への配慮も重要な課題であり、そのための総合的な取り組みを推進します。

II あらゆる分野で男女が共に参画できる制度・条件づくり

私たちのめざす男女共同参画社会は、あらゆる分野において男女が性別にとらわれることなく、対等な立場で、共に参画し、協力し合う社会です。

4 計画の将来像

この計画では、次のような将来象(めざすまちの姿)を設定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組めます。

将来像：男女が互いに認め合い、共に活躍できる豊かで活力のある社会

5 計画の基本目標

この計画では、本市の現状を踏まえ、次のような目標のもと、基本理念の実現を目指します。

I 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

私たちのめざす男女共同参画社会は、一人ひとりの人権が尊重され、男女の別なく、個性と能力を発揮することができる社会です。

しかしながら、固定的な男女の役割分担を前提とした慣行は、依然として存在し、男女が平等になっているとは必ずしも実感できない状況です。

このことから今後とも、固定的な男女の役割分担意識を解消し、一人ひとりの人権の尊重を基盤にした男女共同参画社会の形成のための教育・学習の一層の充実を図っていくことが大変重要になります。

また、個人の人権の尊重という観点から、あらゆる暴力の根絶やメディアにおける人権侵害防止への配慮も重要な課題であり、そのための総合的な取り組みを推進します。

II あらゆる分野で男女が共に参画できる制度・条件づくり

私たちのめざす男女共同参画社会は、あらゆる分野において男女が性別にとらわれることなく、対等な立場で、共に参画し、協力し合う社会です。

多様な考え方を活かした豊かで活力のある社会を築いていくために、あらゆる分野の政策・方針決定過程などで、男女が共に責任をもって関わっていけるよう一層の参画への取組みを進めていきます。

Ⅲ 誰もが仕事と生活の調和の取れる社会づくり

私たちのめざす男女共同参画社会は、仕事、家庭生活、地域活動等において男女が共にバランスをとって参画できる社会です。

人々の健康を維持し、地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに、男女が安心して子育てや介護等を行い、家族としての責任を果たすことができる社会を形成していくため、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進します。

Ⅳ 誰もが自立し、安心して暮らせる生活環境づくり

私たちのめざす男女共同参画社会は、すべての人が自立して、安心して健やかに暮らせる社会です。

男女が充実した豊かな生活が営めるように、生涯にわたる健康の保持・増進を図り、高齢者や障害者が生きがいを持って暮らすことができ、子どもが犯罪などに巻き込まれることのない安全で健やかに育つことができる、生活環境づくりを推進します。

また、少子・高齢化や核家族化が急速に進むなか、妊娠・出産、育児並びに家族の介護などについて市民の要望に対応した支援体制の整備充実を促進します。

多様な考え方を活かした豊かで活力のある社会を築いていくために、あらゆる分野の政策・方針決定過程などで、男女が共に責任をもって関わっていけるよう一層の参画への取組みを進めていきます。

また、男女ともに働き方の見直しなどを進め、各種制度等の整備を推進します。

Ⅲ 誰もが仕事と生活の調和の取れる社会づくり

私たちのめざす男女共同参画社会は、仕事、家庭生活、地域活動等において男女が共にバランスをとって参画できる社会です。

人々の健康を維持し、地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに、男女が安心して子育てや介護等を行い、家族としての責任を果たすことができる社会を形成していくため、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進します。

Ⅳ 誰もが自立し、安心して暮らせる生活環境づくり

私たちのめざす男女共同参画社会は、すべての人が自立して、安心して健やかに暮らせる社会です。

男女が充実した豊かな生活が営めるように、生涯にわたる健康の保持・増進を図り、高齢者や障害者が生きがいを持って暮らすことができ、子どもが犯罪などに巻き込まれることのない安全で健やかに育つことができる、生活環境づくりを推進します。

また、少子・高齢化や核家族化が急速に進むなか、妊娠・出産、育児並びに家族の介護などについて市民の要望に対応した支援体制の整備充実を促進します。

さらに、東日本大震災の教訓を生かすため、男女共同参画の視点を取り入れた防災施策についての取組みを推進します。

V 計画を積極的に進める体制づくり

本計画の円滑な推進を図るため、推進計画の周知に努めるとともに、男女共同参画社会の実現に向けた体制づくりを進めます。

全庁的な男女共同参画に向けた施策を推進するとともに、継続的に施策の進捗状況の把握及び評価を行い、施策の効果的な推進が図られるよう適正な進行管理に努めます。

V 計画を積極的に進める体制づくり

本計画の円滑な推進を図るため、推進計画の周知に努めるとともに、男女共同参画社会の実現に向けた体制づくりを進めます。

全庁的な男女共同参画に向けた施策を推進するとともに、継続的に施策の進捗状況の把握及び評価を行い、施策の効果的な推進が図られるよう適正な進行管理に努めます。

6 計画の体系

計画の体系は、次のとおりとします

基本目標	主要課題	施策の方向
I 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり	1 人権の尊重と侵害の解消に努めます。	(1) 人権を尊重する環境づくりの推進
		(2) あらゆる暴力の根絶
	2 生涯を通じた男女共同参画に関する教育・学習を促進します。	(1) 学校等における男女共同参画に関する教育・学習の促進
		(2) 家庭・職場・地域における男女共同参画に関する教育・学習の促進
	3 男女共同参画の視点に立った意識の变革と制度・慣行の見直しを進めます。	(1) 固定的な男女の役割分担意識の是正と慣行の見直し
		(2) 男女共同参画に関する調査研究の推進と情報の収集及び提供
II あらゆる分野で男女が共に参画できる制度・条件づくり	1 政策・方針決定過程への男女共同参画を促進します。	(1) 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進
		(2) 女性の人材育成の推進と情報収集・整備
	2 労働の場における男女共同参画を進めます。	(1) 就労の機会均等と労働環境の整備
		(2) 働く女性の母性保護に関する啓発

6 計画の体系

計画の体系は、次のとおりとします

基本目標	主要課題	施策の方向
I 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり	1 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重に努めます。	(1) 人権を尊重する環境づくりの推進
		(2) DV等あらゆる暴力の根絶と被害者への支援
	2 生涯を通じた男女共同参画に関する教育・学習を促進します。	(1) 学校等における男女共同参画に関する教育・学習の促進
		(2) 家庭・職場・地域における男女共同参画に関する教育・学習の促進
	3 男女共同参画の視点に立った意識の变革と制度・慣行の見直しを進めます。	(1) 固定的な男女の役割分担意識の是正と慣行の見直し
		(2) 男女共同参画に関する調査研究の推進と情報の収集及び提供
II あらゆる分野で男女が共に参画できる制度・条件づくり	1 政策・方針決定過程への男女共同参画を促進します。	(1) 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進
		(2) 女性の人材育成の推進と情報収集・整備
	2 労働の場における男女共同参画を進めます。	(1) 就労の機会均等と労働環境の整備
		(2) 働く女性の母性保護に関する啓発

Ⅲ誰もが仕事と生活の調和の取れる社会づくり	1 家庭・地域社会における男女共同参画を推進します。	(1) 家庭における男女共同参画の推進	Ⅲ誰もが仕事と生活の調和の取れる社会づくり	1 家庭・地域社会における男女共同参画を推進します。	(1) 家庭における男女共同参画の推進
		(2) 地域活動における男女共同参画の推進			(2) 地域活動における男女共同参画の推進
		(3) 国際的視野に立った男女共同参画の推進			(3) 国際的視野に立った男女共同参画の推進
	2 仕事と家庭の両立支援の充実を進めます。	(1) 仕事と生活の調和の促進		2 仕事と家庭の両立支援の充実を進めます。	(1) 仕事と生活の調和の促進
(2) 仕事と育児・介護の両立の支援		(2) 仕事と育児・介護の両立の支援			
Ⅳ誰もが自立し、安心して暮らせる生活環境づくり	1 生涯を通じた健康支援と福祉の充実を進めます。	(1) 女性の生涯を通じた健康保持への支援	Ⅳ誰もが自立し、安心して暮らせる生活環境づくり	1 生涯を通じた健康支援と福祉の充実を進めます。	(1) 生涯を通じた男女の健康保持への支援
		(2) 高齢者・障害者の生活支援の充実			(2) 高齢者・障害者の生活支援の充実
	2 少子化社会に対応した社会全体での子育て支援の充実を進めます。	(1) 安心して子育てができる環境の整備		2 少子化社会に対応した社会全体での子育て支援の充実を進めます。	(1) 安心して子育てができる環境の整備
		3 防災分野における男女共同参画を推進します。		(1) 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進	

V計画を積極的に進める体制づくり	1 <u>市を挙げての推進体制</u> の充実に努めます。	(1) <u>市を挙げての</u> 推進体制の充実	V計画を積極的に進める体制づくり	1 推進体制の充実に努めます。	(1) <u>市内</u> 推進体制の充実
		(2) 計画進行の適正な管理			(2) 計画進行の適正管理

--	--	--	--	--	--